

1 一度登録した税理士のメールアドレスは継続して利用可能になりました

現状

税務調査等(実地調査のほか、行政指導等を含みます。)の実施に当たり、オンラインツールを利用する場合には、国税庁ホームページに掲載しているFormsから氏名やメールアドレス等の所定の事項を入力していただきます。

調査等が終了した場合には、登録されたメールアドレス等の情報を部内システムから削除するため、別の調査事案等においてオンラインツールを利用する場合は、再度、Formsから同様の登録手続を行っていただく必要があります。

変更後

税理士のメールアドレスの登録に関して、一度税務署の調査等でメールアドレス等を登録した場合は、同一の税務署の部内システムにおいてメールアドレスを継続して管理することとなりました。

したがって、当該税務署において別の調査等が実施される場合は、登録手続を省略することが可能です。その際、既に一度、テストメールの送受信による疎通確認を実施している場合は、電話等による受信確認は省略し、テストメールへの返信が確認でき次第、インターネットメールでのやり取りを開始させていただきます。

なお、税務署におけるメールアドレスの継続管理を希望されない場合は、個別の調査等が終了した際、登録いただいたメールアドレス等は部内システムから削除させていただきます。別の調査等の実施に際して、オンラインツールを改めて利用する場合には、再度、登録手続を行っていただくことになります。

【例】金沢署個人課税第3部門の実地調査でメールアドレスを登録済みの場合

⇒金沢署法人課税第4部門の実地調査でオンラインツールを利用する際には、再度、Formsからの登録手続不要

(注) 調査等以外で利用する場合、又は別の税務署において調査等が実施される場合は、別途、Formsから登録手続が必要です。

2 国税当局からもオンラインツールを利用した資料提供が可能になりました

現状

税務調査等(実地調査のほか、行政指導等を含みます。)の実施に当たっては、次のとおり、国税当局からオンラインツールを利用した資料提供は行いません。

- ・ 税務署等の担当者から送信するメールにファイル添付は行わない。
- ・ 税務署等の担当者からオンラインストレージサービス(PrimeDrive)を利用した資料の提供を行わない。
- ・ 税務署等の担当者からWeb会議システム(Microsoft Teams)の画面共有機能による資料の提示を行わない。

変更後

国税当局から納税者や税理士などに対する資料提供について、効率的な調査等に資すると認められる場合には、資料の機密性を確保した上で、インターネットメール又はオンラインストレージサービス(PrimeDrive)を利用することが可能となりました。

なお、利用に当たっては、資料にパスワードを設定し、当該パスワードはメール以外の方法により通知することとします。

また、調査等においてWeb会議システム(Microsoft Teams)を利用する場合、国税当局から画面共有機能を利用して資料を提示することが可能となりました。